

審 査 基 準

平成 6 年10月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第63条第 7 項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する兵庫県警察本部交通部交通機動隊長及び兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊長） 近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長（姫路自動車検査登録事務所長を含む。）
法 令 の 定 め：道路運送車両法
審 査 基 準：判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先： 申請は最寄りの警察署交通課（交番・駐在所を含む）又は近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部（姫路自動車検査登録事務所）の各車両課にすることができます。 なお行為の場所が兵庫県警察本部交通部交通機動隊、兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊の担当する高速自動車国道等である場合には、担当する隊の隊本部、又は分駐隊に申請することができます。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部交通指導課取締指導係 078 - 341 - 7441（内線5132）
備 考：